

改正

平成18年3月29日告示第10号

平成18年11月8日告示第44号

平成19年3月28日告示第8号

平成20年2月1日告示第2号

平成20年3月28日告示第18号

平成20年8月28日告示第50号

平成20年10月14日告示第58号

平成21年2月9日告示第2号

平成21年6月30日告示第57号

平成24年7月6日告示第48号

平成27年3月2日告示第3号

平成27年3月31日告示第24号

清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱

(目的)

第1条 この事業は、心身障害者等が電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合に料金の一部を助成し、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により愛知県知事から療育手帳の交付を受けた者であって、判定区分がA又はBであると判定されたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級に該当す

るもの

(受給資格者)

第3条 タクシー料金の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に居住する心身障害者等であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき清須市住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 清須市中心身障害者等自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱（平成17年清須市告示第75号。以下「ガソリン費用助成要綱」という。）に基づく助成を受けている者
- (2) 受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者と同居する扶養義務者（父、母及び子に限る。以下同じ。）の前年（1月から5月までに申請をした者にあつては、前々年）の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する課税総所得金額が、受給資格者にあつては360万4,000円、その配偶者又は同居の扶養義務者にあつては628万7,000円以上である者

(申請及び審査)

第4条 この事業の助成を受けようとする受給資格者は、心身障害者等タクシー料金助成利用券交付・再交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。この場合において、受給資格者又はその配偶者若しくは同居する扶養義務者のうち、当該助成に係る申請をする年の1月1日現在において市内に住所を有しないものは、前年（1月から5月までの間に申請をする者は、前々年）の所得に係る市町村民税課税証明書を添付するものとする。

- 2 前項の規定により申請するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、速やかにその審査を行い、可否を決定するものとする。
- 4 8月1日から翌年7月末日までの間（以下「使用期間」という。）の途中において、本事業から清須市中心身障害者自動車ガソリン費用助成事業へ選択し直すことはできないものとする。ただし、使用期間の途中において受給資格者等の心身状態の変化等で、本事業を受けることが困難になった場合は、この限りでない。

(協力機関)

第5条 この事業の協力機関は、市と契約したタクシー業者とする。

(契約の締結)

第6条 市長は、この事業を円滑に運営するため、前条に規定するタクシー業者とそれぞれ必要な契約を締結するものとする。

(助成額及び限度)

第7条 タクシー料金の助成は、1回の乗車につき利用券1枚(福祉リフト付タクシーについては、利用券4枚以内)とし、使用できる利用券の枚数は、使用期間について120枚とする。ただし、4月から7月までに申請をした者にあつては申請した日の属する月から当該年度の7月まで、8月から翌年3月までに申請をした者にあつては申請した日の属する月の翌月から当該年度の翌年度の7月までの月数に10を乗じて得た枚数とする。

2 ガソリン費用助成要綱第4条第3項ただし書に基づく申請に対する利用枚数の限度は、4月から6月までに申請をした者にあつては申請した日の属する月の翌月から当該年度の7月まで、7月から翌年3月までに申請をした者にあつては申請した日の属する月の翌月から当該年度の翌年度の7月までの月数に10を乗じて得た枚数とする。ただし、申請した日が月の初日の場合は当該月から起算する。

3 タクシー料金の助成額は、利用券1枚につき上限650円とする。ただし、1回の乗車料金が650円未満の場合は、その額とする。

(助成の方法)

第8条 この事業の助成は、第6条の規定により契約したタクシー業者が、市長に請求することにより支払うものとする。

(利用券の交付等)

第9条 第4条第3項の規定により助成を決定した受給資格者に対し、心身障害者等タクシー料金助成利用券(第2号様式。以下「利用券」という。)を交付する。

2 利用券の有効期間は、4月から7月までに交付された利用券にあつては当該年度の7月末日までとし、8月から翌年3月までに交付された利用券にあつては当該年度の翌年度の7月末日までとする。

(利用券の更新申請)

第10条 利用券の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、申請書を市長に提出して利用券の更新を申請することができる。

2 受給者は、利用券の有効期間が満了したときは、当該利用券を速やかに市長に返還しなければならない。

(利用券の再交付申請)

第11条 受給者は、利用券を破り、汚し、又は失ったときは、申請書を市長に提出してその再交付を申請することができる。

2 利用券を破り、又は汚した場合の前項の申請は、同項の申請書にその利用券を添えなければならない。

3 受給者は、利用券の再交付を受けた後、失った利用券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(利用方法)

第12条 受給資格者が、第6条の規定により契約を締結したタクシー業者のタクシーを利用するときは、降車のとき利用券1枚（福祉リフト付タクシーについては、利用券4枚以内）を運転者に渡すものとする。

(保護者)

第13条 受給資格者が、第4条に規定する申請をし、又は利用券を管理することができない事情があるときは、受給資格者を養護している者（以下「保護者」という。）が代わって申請をし、又は利用券の管理をすることができる。

(資格喪失の届出)

第14条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給者又は保護者は、直ちに心身障害者等タクシー料金助成受給資格喪失届（第3号様式）に不必要となった利用券を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市に居住しなくなったとき。

(3) 障害程度の変更等により受給資格がなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に該当しなくなったとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成の制限)

第16条 市長は、受給者がこの告示に違反したときは、交付済の利用券を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けていた受給者に対し、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町心身障害者タクシー料金の援助に関する要綱（平成17年西枇杷島町要綱第50号）、清洲町福祉タクシー料金助成事業要綱（昭和54年清洲町告示第3号）又は新川町心身障害者福祉タクシー料金助成に関する要綱（平成17年新川町要綱第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町心身障害者等タクシー料金助成事業実施要綱（平成20年春日町告示第49号。以下「旧春日町告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 春日町の編入の際現に旧春日町告示の規定に基づいて作成されている心身障害者等タクシー料金助成利用券は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月29日告示第10号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月8日告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第8号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月1日告示第2号）

- 1 この告示は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年3月28日告示第18号）

- 1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に利用したタクシー料金の助成については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現に改正前の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定に基づいて作成されている心身障害者等タクシー料金助成利用券は、改正後の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年 8 月28日告示第50号）

この告示は、平成20年 8 月28日から施行する。

附 則（平成20年10月14日告示第58号）

- 1 この告示は、平成20年11月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定に基づいて作成されている利用券は、改正後の清須市中心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成21年 2 月 9 日告示第 2 号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月30日告示第57号）

この告示は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日告示第48号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 2 日告示第 3 号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第24号）

この告示は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 3 号様式（第14条関係）